

集合住宅等の各戸検針及び各戸徴収に関する協定書

大阪広域水道企業団高石水道センター（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次に記載する集合住宅等の各戸検針及び各戸徴収について、以下のとおり協定を締結する。

集合住宅等

- (1) 所在地 高石市〇〇〇丁目〇〇番〇〇号（住所又は地番で）
 - (2) 名 称 必ずご記入ください。（新築の場合は仮称でも可）
 - (3) 戸 数 〇〇戸（共用メーター含む） ←部屋数＋共用メーターの数を記入
- （総 則）

第1条 乙は、高石水道事業における集合住宅等の各戸検針及び各戸徴収に関する要綱（以下「要綱」という。）並びに本協定書に定める事項について、信義に従い忠実に履行しなければならない。

（用語の定義）

第2条 本協定書における用語の定義は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 集合住宅等とは、貯水槽水道のある住宅専用建物又は住宅と店舗・事務所等が併設されている建物をいう。
- (2) 親メーターとは、集合住宅等において貯水槽ごとに甲が設置したメーターをいう。
- (3) 大阪広域水道企業団子メーター（以下「企業団子メーター」という。）とは、集合住宅等の各戸の装置に甲が設置したメーターをいう。
- (4) 所有者等とは、集合住宅等の所有者及び代理人又は管理人をいう。
- (5) 親メーター方式とは、集合住宅等で親メーターのみで検針している契約方式のことである。
- (6) 集中検針盤方式とは、高石水道事業の規格に沿って設置された集中検針盤を用いて甲が各戸検針・徴収している契約方式のことである。

（一括適用の原則）

第3条 要綱に定める集合住宅等の各戸検針及び各戸徴収は、当該集合住宅等に一括して適用し、部分的な適用は認めない。

（加入金）

第4条 当該集合住宅等における大阪広域水道企業団水道事業給水条例（以下「条例」という。）第36条の規定の加入金は、所有者又は使用者から徴収する。

（管理人の選任）

第5条 要綱の適用を受けようとする集合住宅等の所有者又は代理人は、管理人を選任し、甲に届出なければならない。また、管理人に変更があった場合も同様とする。

(協定の周知)

第6条 乙は、当該協定書の内容について、全ての居住者及び管理人に周知しなければならない。

2 乙は、契約における取扱いに関する居住者からの問合せ等に対しては、乙の責任において調整及び処理しなければならない。

(検針及び料金の徴収)

第7条 甲は親メーター及び企業団子メーターの検針を行う。

2 水道料金は、企業団子メーターごとに料金計算を行い、各使用者から徴収する。

(水道料金を納付しない場合の措置)

第8条 甲は、協定の締結後、各戸の使用者が水道料金を納付期限までに納付しないときは、当該水道料金を納付するまでの間、当該使用者に対する給水を停止することができる。

2 前項の給水停止による損害については、甲はその責を負わない。

(差水量)

第9条 甲は、親メーターで計量した水量が企業団子メーターで計量した水量の合計水量を超える場合の差水量に係る水道料金相当額を乙から徴収することができる。

(使用水量の認定)

第10条 メーターの故障その他の理由により、使用水量が不明の場合、甲は条例第29条の規定に基づき、使用水量を認定する。

(給水設備の維持管理)

第11条 乙は、供給される水の水質保持に努めるとともに、親メーター下流側の給水装置及び給水設備（以下「給水設備」という。）の修繕その他一切の維持管理について次の各号に定める事項を守り、自己の責任と負担において行うこと。

(1) 給水設備は「建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備の構造を定める件（昭和50年建設省告示第1597号）」に適合した状態で維持管理し、検針の支障となる改造工事を行わないこと。

(2) 前号の規定にかかわらず要綱第5条第4号の図面に変更を加えるような工事を行うときは、あらかじめ甲に届け出て承認を得なければならない。

(3) 給水設備の維持管理を行う業者を選定し、維持管理業者選定（変更）届（要綱様式第6号）により甲に届け出るとともに、使用者に周知すること。また、業者を変更するときも同様とする。

(4) 給水設備に漏水等の異常があるときは、直ちに修繕その他必要な措置を講じなければならない。また、維持管理について甲が必要な措置を指示したときは、速やかにその指示に従うこと。

(5) 企業団子メーター付近に設置する逆止弁等の維持管理を行うこと。また、使用者からの給水設備に関する苦情を処理すること。

割印 割

割

- 2 乙は、貯水槽水道に満減警報装置を設け、常に正常に作動するようにしておかなければならない。
- 3 乙は、貯水槽水道及び高架水槽の清掃を行うときは、1 か月前までに甲に届け出るとともに、事前に使用者に周知徹底しなければならない。

(検針への協力義務)

第12条 乙は、次の事項を遵守し、甲に協力しなければならない。

- (1) 親メーター及び企業団子メーターの検針、調査その他甲の要請を受けたときは、直ちに協力すること。
- (2) 各戸の使用者が水道の使用を開始し、又は休止するときは、甲への届出を確実に行うよう周知徹底すること。
- (3) 各戸の使用者に係る水道料金等の納付等について、甲に協力すること。
- (4) 集合住宅等の玄関等が施錠式で容易に立ち入ることができない場合は、オートロック解除方法(変更)届(要綱様式第7号)により、甲が容易に建物内に立ち入ることができる措置方法を定め、届け出ること。また、鍵又は暗証番号を変更等したときも、速やかに届け出ること。
- (5) 水道の使用を休止している戸の室内の改装等により、一時的に水道を使用するときは、事前に甲に届け出ること。

(協定の解除)

第13条 甲は、乙が本協定書の事項に違反し、甲が勧告してもなお是正しないとき、各戸検針及び各戸徴収の取扱いを中止し、協定を解除する。

- 2 乙は、使用者の意思を集約した後に、協定解除を甲に申し出ることができる。この場合において、甲は乙と協議のうえ、各戸検針及び各戸徴収の取扱いを中止し、協定を解除する。
- 3 前2項による協定解除後は、親メーター方式の検針とし、水道料金は乙から徴収する。この場合において、甲は企業団子メーターを撤去する。また、乙に損害が生じることがあっても、甲はその責を負わない。

(協定内容の変更)

第14条 本協定の基本となる条例等が改正されたときは、本協定の内容も変更されたものとみなす。

(紛争の処理)

第15条 各戸検針及び各戸徴収の取扱いに関し、甲の行う事務以外の事項について、使用者ら苦情その他異議申立てがあったときは、乙は自らの責任において解決しなければならない。

(補則)

第16条 本協定書に定めのない事項又は、疑義のあるときは、甲乙誠意をもって協議する。

印 割印

印

本協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日 ←日付は空欄でお願いします。

甲 高石市加茂四丁目 1 番 1 号
大阪広域水道企業団 高石水道センター
所長 近藤康博 (印)

乙

記入、押印をお願いします。(認印でも可)

(印)